

議案第 96 号

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する
条例の一部改正について

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部
を次のとおり改正しようとする。

令和4年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の
一部を改正する条例

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成
16年伊賀市条例第280号）の一部を次のように改正する。

別表1 使用料選定療養費の部初診時選定療養費の項中「5,500円」を「7,700円」に改め、
同部再診時選定療養費の項中「2,750円」を「3,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。